



JSG ニュースレター

中国企業（大陸企業）への技術移転又は 使用許諾に関する事前許可取得について

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

經濟部投資審議委員会は、「大陸地区での投資又は技術提携に係る許可弁法（中国語：在大陸地區從事投資或技術合作許可辦法）」第 5 条の内容を近日改正する旨予告しました。これは主に専門技術又は知的財産権の大陸地区への流出を阻止することが目的となっています。今般の改正草案のポイントは、以下のとおりです。

一、 技術の譲渡に関する定義の明確化及び審査体制の強化

改正草案では、現行条文における専門技術、特許権の「提供」という言葉をより明確な「使用許諾（中国語：授權）」に置き換えるとしています。更に、「譲渡（中国語：轉讓）」を技術提携の形態として新たに追加し、技術流出を招くあらゆる状況について管理を強化するとともに、譲渡又は使用許諾の対価金額の大小にかかわらず、事前に投資審議委員会へ許可の申請を行う必要があるとしています。

二、「集積回路の回路配置利用権」の規制管理並びに一般的な商標権及び著作権の使用許諾に関する規制緩和

主管機関は、「集積回路の回路配置利用権（中国語：積體電路電路布局權）」を台湾国内産業界の専門的権利と考えており、今般の改正草案においても特別に制限が設けられています。このほか、現行条文における「商標権又は著作権（中国語：商標專用權或著作財產權）」は、既に現代社会において一般的な商業取引行為として取り扱われているため、強制的な規範を定める必要性はなくなっており、今般の法律改正にて削除される予定です。今後、商標権又は著作権の譲渡又は使用許諾は、該当する各主管機関の規定により処理されることとなります。

三、実施予定日

上述している「大陸地区での投資又は技術提携に係る許可弁法」第5条改正草案は、2020（民国 109）年 8 月 26 日付で行政院官報に掲載されており、60 日間にわたり各界有識者から専門的意見を募集した後、年末に正式な法令規定として公布及び施行する予定であり、かつその効力は施行前に遡及適用されない旨が予告されています。今後、主管機関も関連申請書類を修正の上公式ホームページに掲載し、申請者がダウンロードできるよう提供する予定です。

勤業衆信の見解

1. グループ企業において、台湾親会社が自社保有の専門技術を中国大陸の子会社（以下「中国子会社」）に使用許諾して生産に供する行為は、グループの関連企業において散見される取引形態であり、当該弁法改正後、この種の使用許諾取引も事前に投資審議委員会へ許可申請を行う必要があるかという問題については、主管機関との協議を待つ状態にあります。企業は、まず台湾親会社と中国子会社における現在と将来の各技術及び特許権の関連者間取引形態及び契約内容を精査し、今後、法改正の動向がグループに与える影響について留意することが推奨されます。

2. 将来における技術の譲渡又は使用許諾に伴う価値の認定は、グループ内の関連者間の移転価格に係る合理性評価に影響します。そのため、事前に十分な計画を立て、将来の税務リスクの発生を回避することが推奨されます。
3. 現在の法改正の動向を見るに、台湾企業が将来、技術の譲渡、技術の使用許諾又は技術の現物出資で中国企業と共同出資により中国会社を設立するいずれの場合であっても、投資先の当該中国会社へ当該専門技術、特許権を譲渡又は使用許諾するならば、現在の改正草案の規定に照らすといずれも事前に投資審議委員会から許可を取得する必要があります。そのため、投資先の当該中国会社に対して他方の中国企業が支配力を有している場合、その審査は従来よりも厳格になると予想されます。台湾企業は、今後、技術の譲渡又は使用許諾により中国企業と提携する計画がある場合、当該譲渡及び使用許諾がもたらす可能性のある台湾・中国双方の税務上の論点を評価しなければならないほか、条文改正後に中国会社への技術の譲渡及び使用許諾を行う実行可能性についても留意いただく必要が生じます。



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)

台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供して

いるとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

技術轉讓或授權與大陸企業需事前取得核准

經濟部投資審議委員會於近期預告修正「在大陸地區從事投資或技術合作許可辦法」第五條之內容，主要是為了避免專門技術或智慧財產權外流大陸地區，以下摘要本次修正草案重點：

一、 明確技術轉讓之定義與強化審查機制：

草案內容針對舊條文中之「提供」專門技術、專利權改以更明確之「授權」取代之，更新增「轉讓」為技術合作之態樣，加強管制任何可能造成技術外流之情況，且無論轉讓或授權金額大小皆需事先向投審會申請許可。

二、 納管「積體電路電路布局權」並放寬一般性的商標授權及著作權：

主管機關認為「積體電路電路布局權」乃國內產業界之專門權利，故於本次修正草案中也特別加以限制；另外，舊條文中之「商標專用權或著作財產權」已經是現代社會普遍之商業交易行為，故已無強制規範之必要性，本次修法將予以刪除，未來對於商標專用權或著作財產權之轉讓或授權，則回歸各該主管機關之規定辦理。

三、 預訂實施日期：

前述「在大陸地區從事投資或技術合作許可辦法」第五條修正草案已於 109 年 8 月 26 日在行政院公報刊載並預告 60 日徵詢各界之專業意見後，預計於年底公布正式法令規定並實行，且未來不溯及既往，後續主管機關亦會同步修正相關申請書表上傳官方網站提供申請人下載。

勤業眾信觀點

1. 在集團企業中，台灣母公司將自有之專門技術授權與大陸子公司生產使用乃為集團關聯企業常見之交易類型，修法後此種技術授權交易是否也需事先向投審會申請許可？因這部份仍有待與主管機關進行商討，建議企業可先行盤點台灣母公司與大陸子公司目前與未來之各項技術與專利權之受控交易類型與合同內容，後續再密切注意修法之動態對集團的影響。
2. 未來技術轉讓或授權涉及的價值認定，將產生集團內關聯企業間移轉訂價之合理性評估，建議於事前需充份規劃，避免未來產生的稅務風險。
3. 依照目前修法動向來看，台資企業未來不論是以技術轉讓、技術授權或技術作價與中資企業合資共同成立大陸公司，只要該項專門技術、專利權有轉讓或授權與中國合資公司，依目前草案內容規定皆需事前取得投審會核准。故若此中國合資公司其中資具有控制力，則可預期其審查可能相較之前嚴格。台資企業後續若有以技術轉讓或授權與中資企業合作之計劃，除了應評估轉讓與授權可能涉及之兩岸稅務議題外，也應留意修法後技術轉讓與授權與大陸企業的可行性。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 D TTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利